

刈谷市中小企業振興基本条例
逐条解説

刈谷市

前文

私たちのまち刈谷市は、古くは城下町として栄え、大正時代からの積極的な企業誘致と先人のたゆみない努力の積み重ねにより、工業都市としての基盤を築き、自動車産業の成長と共に、日本有数のものづくりのまちとして飛躍的に発展してきました。この発展は、大企業のみでなく、個性豊かな多くの中小企業によってもたらされたものであります。

刈谷市が日々変化する社会経済情勢の下で、持続的に発展し続けるためには、中小企業が成長発展し、新たな産業を創出するとともに、多様性を確保することが求められます。

そのためには、意欲ある中小企業者が、その創意工夫と努力をもって新分野への進出等に挑戦できる環境や、中小企業に関係する全ての者が連携・協力する環境を整備する必要があります。

そして、こうした環境を整備することは、子どもたちが中小企業者の挑戦やその成果を知る契機となるとともに、自らの可能性を追求し、夢や希望を実現する舞台として中小企業を認識することにもつながります。このことは、中小企業が将来にわたって持続的な経営の安定を実現する上で重要なことであり、刈谷市の産業を一層発展させる原動力となるものです。

私たちは、これらのことを深く認識し、中小企業に関係する全ての者が一体となって、中小企業の振興に取り組むため、ここにこの条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨とともに、中小企業の果たしている役割や重要性、中小企業振興の必要性といった条例全体の考え方を示しています。

刈谷市は日本有数のものづくりのまちとして発展してきており、その発展は大企業のみならず、個性豊かな多くの中小企業によってもたらされたものであります。

本市が今後も発展していくためには、意欲ある中小企業者の積極的な事業活動が求められており、そのためには中小企業に関係する全ての者が連携・協力する環境を整備する必要があります。また、次代を担う子どもたちが、中小企業者の挑戦やその成果に触れることは、中小企業への関心を呼び起こす契機となります。子どもたちが自らの可能性を追求し、夢や希望を実現する素晴らしい舞台として

中小企業を選択する可能性を高めることは、中小企業が優秀な人材を確保することにつながり、結果として中小企業が持続的な成長発展を実現させ、本市の産業に一層の発展がもたらされます。

このことから、中小企業に関係する全ての者が一体となって、中小企業の振興に取り組む決意を宣言しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について基本理念を定め、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民の役割を明確にし、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を示す、いわゆる理念条例です。条例の目的が、中小企業の振興を図ることにより最終的には地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合その他中小企業を支援する事業を行う団体であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内で事業活動を行うも

のをいう。

(5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。

(6) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関であって、市内で事業活動を行うものをいう。

(7) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関であって、市内で活動を行うものをいう。

(8) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。

【解説】

この条例における用語の意味を定義しています。

第1号では「中小企業者」、第2号では「小規模企業者」について定義しています。

下表に記載しているとおり、「中小企業者」という用語は「小規模企業者」を含む概念です。

なお、この条例では、個々の経営体について述べる場合は「中小企業者」、中小企業全体をいう場合は「中小企業」というように、「者」の有無で使い分けています。

中小企業者及び小規模企業者の定義

業種分類	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資額の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

第3号では、「中小企業団体」について定義しています。商工会議所、商店街

振興組合及びこれらに準ずる団体のほか、中小企業家同友会など、中小企業の支援を行う幅広い団体を指します。

なお、第3号から第7号までの末尾に記載の「市内で(事業)活動を行うもの」とは、事業所が市内に所在するものだけを指すのではなく、市内中小企業者との「取引」や「連携」も含まれるものとみなし、相手方が、市外に所在する対象であっても、この条例の効力が及ぶように配慮しています。

第4号では、「大企業者」について定義しています。第1号及び第2号で定義した者以外の企業者を指します。

第5号では、「金融機関」について定義しています。銀行、信用金庫、信用協同組合をはじめ、労働金庫、農業協同組合の預貯金取扱い金融機関のほか、信用保証協会や銀行協会といった関係機関を指します。

第6号では、「支援機関」について定義しています。市内に所在するあいち産業科学技術センターをはじめ、公益財団法人あいち産業振興機構、公益財団法人愛知県労働協会、日本貿易振興機構（JETRO）、独立行政法人中小企業整備基盤機構など、愛知県内に事業所があり、中小企業支援を行う国や愛知県が所管する機関及び国の経営革新等支援機関として認定された金融機関をはじめ、税理士、会計士などを指します。

第7号では、「大学等」について定義しています。学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校などの教育機関のほか、国立大学法人法第2条第4項に規定する、素粒子原子核研究所をはじめ、国立遺伝学研究所、国立天文台などの公的研究機関や私立大学に附属する研究機関を指します。

第8号では、「市民」について定義しています。本市の住民や本市に通勤・通学する者を指します。本市に関係する多くの人に、様々な形で中小企業の振興に協力していただくことが重要であるため、広く定義しています。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業者の創意工夫と自主的な努力を基本とすること。

(2) 中小企業者が、多様な事業活動を通じて、雇用の創出と安定をもたらす重要な存在であると認識すること。

(3) 市、国、愛知県、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民が連携・協力すること。

【解説】

中小企業の振興を推進するための基本的な考え方を示しています。

第1号では、中小企業基本法第3条に規定される基本理念に鑑み、中小企業者の多様で活力ある発展に向け、中小企業者自らが積極的に新事業を切り拓くように努力することを前提とし、創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進するような取り組みが重要であることを示しています。

第2号では、中小企業の振興に関わる全ての者が、「中小企業者は多様な事業活動を通じて、雇用の創出と安定をもたらす不可欠な存在である」という認識を持つことが重要であることを示しています。

第3号では、中小企業の振興に関わる全ての者が、連携・協力して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを示しています。

※参考

中小企業基本法第3条

中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

2 市は、地域に根差した商業及びサービス業が地域社会で果たす役割の重要性に鑑み、当該商業及びサービス業の活性化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進するために、市が担う責務について示しています。

「責務」とすることにより、他の主体の「役割」や「協力」に比べて強い位置づけとしています。

第1項では、市は、中小企業を取り巻く経済的社会的変化を的確に捉え、中小企業振興施策を企画立案し、効果的に実施することを定めています。

第2項では、市は、商業・サービス業を担う中小企業者は防犯活動や環境美化活動などの実施によって地域と市民をつなぐ「地域コミュニティの担い手」として重要な役割を果たしていることに鑑み、商業・サービス業の活性化を図るために必要な措置を講ずるものとします。

なお、中小企業憲章（平成22年6月18日閣議決定）行動指針（7）におい

ても、中小企業は地域や社会が抱える課題の解決に向けた活動について広く支援することとされています。

※参考

中小企業憲章 行動指針

7 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する。

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

第3項では、市は、小規模企業者が本市において地域社会の担い手として重要な役割を担っているにも関わらず、人的資源・物的資源・資金力・情報といった経営資源の確保が困難であることが多いことに配慮し、小規模企業者に対して必要な措置を講ずるものとします。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、相互に連携を図るよう努めるものとする。

4 中小企業者は、従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。

5 中小企業者は、育児又は介護を行いながら勤務する従業員に対し、配慮するよう努めるものとする。

6 中小企業者は、従業員が地域社会における自主的な活動に参加し、及び貢献することを応援するよう努めるものとする。

7 中小企業者は、児童及び生徒に対し、職業体験の機会を提供する等により

勤労観及び職業観の育成に努めるものとする。

【解説】

基本理念にもあるとおり、中小企業の振興を推進するためには、まず、中小企業者自らの主体的な努力が必要であり、これを明確にしています。

第1項では、中小企業者は、経営基盤の強化や経営の革新に努めるものとします。

なお、「経営の革新」とは、中小企業基本法第2条第2項によるものです。

※参考

中小企業基本法第2条第2項

この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

第2項では、中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域における防犯活動や環境美化活動などの社会貢献活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めるものとします。

第3項では、中小企業者は、中小企業全体の活性化を図るため、新たな技術、商品、サービスの共同研究・開発などの中小企業者間の連携に取り組むよう努めるものとします。また、事業以外にもBCP（事業継続計画）を含む防災関連分野などにおける連携・協力することについても想定しています。

第4項では、中小企業者は、従業員の能力を十分に発揮させるために、人材の育成と組織の革新を図る中で、ソフトとハードの両面において、従業員に対する研修の実施や安全衛生対策に配慮することで、従業員が働きやすい労働環境を整備するよう努めるものとします。

第5項では、中小企業者は、育児・介護、またその両方を行いながら働く従業員に対して、勤務時間の調整や休暇を取得しやすい環境を整備することで、ワークライフバランスに配慮するものとします。

第6項では、中小企業者は、従業員が地域における防犯活動や環境美化活動などの社会貢献活動に積極的に参加できるよう応援するものとします。

第7項では、中小企業者は、児童・生徒に対する職業体験の機会の提供などを

通じて、中小企業の活動や働くことの大切さを知ってもらうよう努めるものとします。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業者の経営基盤の強化及び経営の革新並びに中小企業者が実施する社会貢献を積極的に応援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業団体は、加入する会員が協同して経済活動を行う団体であることから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

中小企業団体は、中小企業者が行う経済活動に限らず、防犯活動や環境美化活動などの社会貢献活動を応援するとともに、市が実施する中小企業振興施策の周知やイベントの開催などに協力するよう努めるものとします。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業者の存在が自らの事業活動及び従業員の安全で安心な暮らしに重要であることを認識し、中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

大企業者は、地域社会や中小企業者に対して大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

大企業者は、自らの事業活動に中小企業者が重要な役割を担っているだけでなく、第5条（中小企業者の役割）第2項のとおり、中小企業者の社会貢献活動によっても大企業者の従業員の安全・安心な暮らしが支えられていることを認識した上で、中小企業者の成長発展のための技術指導や人材育成などに協力するよう努めるものとします。

また、市が実施するセミナーへの講師派遣や中小企業の振興に関する施策の周知などに協力するよう努めるものとします。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、資金融資、経営相談その他の方法により、中小企業者の経営基盤の強化及び経営の革新の取組を支援するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

金融機関は、中小企業者が抱える経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、中小企業の振興に一定の役割を求めるものです。

金融機関は、単に資金融資者としての役割に留まらず、中小企業者の健全な発展のためにコンサルティング機能を発揮するなどを通じて、中小企業者が経営基盤の強化や経営の革新に取り組むことができるよう支援するよう努めるものとします。

また、市が実施するセミナーへの講師派遣や中小企業の振興に関する施策の周知や利用支援などに協力するよう努めるものとします。

(支援機関の役割)

第9条 支援機関は、自らの高い専門性を生かして、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

支援機関は、税務、会計、経営、財務、マーケティングなど経営に関する専門的な立場で、中小企業支援を行う機関であることから、中小企業の振興に一定の役割を求めるものです。

支援機関は、自らの高い専門性を活用し、市が実施するセミナーへの講師派遣や中小企業の振興に関する施策の周知や利用支援などに協力するよう努めるものとします。

(大学等の役割)

第10条 大学等は、人材育成並びに研究開発及びその成果の普及における取組を通じて、中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、市、国、愛知県、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び支援機関との連携を通じた研究開発を行うとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

大学等が優れた人材を育成し、社会に輩出することで、中小企業に対しても優秀な人材を供給することにつながります。また、大学等が研究成果を社会に還元することで、中小企業者が新製品や新技術の開発などに活用し、新たな市場の創出につながるなど、中小企業の活性化への貢献が期待できます。

また、大学等は、市をはじめ、国、愛知県、中小企業者、中小企業団体、大企業者、支援機関との連携を通じ、新たな技術、商品、サービスの研究・開発を行うことにより、中小企業の事業の拡大や技術の高度化に貢献するとともに、産学官連携や学生への雇用施策の周知など、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(市民の協力)

第11条 市民は、中小企業者が地域社会において重要な存在であることを理解し、中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民に対して、地域社会における中小企業の果たす役割を理解し、中小企業の製品・商品や業務・活動内容を知ること、または実際に製品・商品を購入することなどを通じて、中小企業者の成長発展に協力することを求めています。

(施策の基本方針)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新の促進を図ること。
- (2) 地域資源を活用した新たな技術及び事業の開発の支援を図ること。
- (3) 創業の支援及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 知識及び技能の向上等のための人材育成及び雇用の安定を図ること。
- (5) 資金調達の円滑化を図ること。
- (6) 販路拡大のための積極的な広報活動及び異業種交流を図ること。
- (7) 地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する中小企業者の活動の活性化を図ること。
- (8) 児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成を図ること。
- (9) 市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大を図ること。

2 市は、前項の施策の策定に当たっては、中小企業者、中小企業団体、市民等の意見を聴取し、中小企業の実態を把握するものとする。

【解説】

本市が中小企業の振興に関する施策を策定し、実施する際の基本的な方針を掲げています。

第1項第1号では、中小企業の事業拡大、経営の安定・向上を図ります。

第2号では、大企業をはじめとした企業OB人材など、本市の特性を活用した産業育成により、新技術等を生み出す環境の整備を図ります。

第3号では、創業、第二創業を含めた新たな事業分野への進出や事業承継の円滑化を図ります。

第4号では、従業員の能力開発や雇用の確保・定着を図ります。

第5号では、経営資源である資金の調達の円滑化を図ります。

第6号では、中小企業者を広くPRすることで、新たな市場の開拓を図ります。

第7号では、中小企業者が行う社会貢献活動の活性化を図ります。

第8号では、児童・生徒が自らの将来を考える上で重要な働くことの意義や目的の理解などを育むためのキャリア教育を図ります。

第9号では、市内の中小企業の成長発展のために、市が発注する工事等において、受注機会の増大を図ります。

第2項では、中小企業の振興に関する施策を効果的に策定していくため、中小企業者をはじめ、中小企業に関係する者から意見を聞き実態を把握します。

(中小企業振興会議)

第13条 市長は、中小企業の振興を総合的かつ効果的に推進するため、刈谷市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議は、中小企業の振興に関し、施策、計画その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べることができる。

3 振興会議は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 中小企業者の役員

(2) 中小企業団体を代表する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

振興会議は、中小企業の振興の推進について、中小企業者などから助言を求めするために設置するものです。

振興会議は、中小企業の振興に関する施策、計画などについて協議し、市長に対して意見を述べることができます。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な予算措置に努めます。

(条例の検証)

第15条 市長は、必要に応じてこの条例の内容について検証し、必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

【解説】

条例の内容が、社会経済情勢や施策の実施状況の検証結果とかけ離れた場合には見直しを行うものとします。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

【解説】

条例に規定している事項に関し、手続きなどの細かい事項を別に定めることを規定しており、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

この委任に基づき、この条例の理念に基づく中小企業の振興に関する具体的な施策については、別に定めることとなります。